

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成25年7月24日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成24年中に高田警察署所属警察官から交通違反告知を受けた者の住所について、奈良県内外の件数が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年8月7日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年8月13日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成25年8月27日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

奈良県高田警察署所属警察官は、交通違反告知の際に違反者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して当該交通違反告知の内容を通知するために違反者の住所を取得している。

仮に原処分のとおり違反者の住所を取得していないとすると各都道府県において運

転免許証の適正な交付事務を行うことは不可能である。
よって、実施機関は、当該情報を開示すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 交通違反取締りの目的について

交通違反取締りとは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害、交通公害等を防止することを目的として、交通法規の違反を監視、指導し、違反を発見したときは警告指導、検挙等の必要な措置を講ずる警察活動をいうものであり、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反被疑事件としての犯罪捜査活動の一面も有している。

(2) 身上事項の確認について

警察官が交通違反を処理する際に違反者の氏名、年齢、職業、住居等を確認し記録する目的は次のとおりである。

ア 道路交通法違反事件の捜査

交通指導取締りは、道路交通法違反が行われたと疑われる車両について、違反事実の証拠を収集するとともに、当該車両を停車させて違反者である運転者を特定し、その違反事実を明らかにする行為及びそれに伴って行われる実況見分等捜査行為一般をいい、当該行為は、道路交通法違反被疑事件に対する公権力の行使として行われる被疑者の特定及び証拠収集という「捜査の一環」として必要なものであること。

イ 違反点数制度による道路における危険防止

違反行為をした場合や事故を起こした場合に、悪質、危険な運転者を道路交通の場から早期に排除することを目的として罰則等の刑事罰や反則金のほかに交通違反や交通事故にあらかじめ一定の点数を付け、その合計点数（累積点数）に応じて、行政処分としての免許の停止、又は取消しをする違反点数制度の運用に当たって必要なものであること。

(3) 文書の不存在について

運転免許に関する情報は、各都道府県警察と警察庁情報処理センターがオンライン結合され、警察情報管理システムにより全国で一元的に管理運用されている。

違反告知を行うと、そのデータは全て各都道府県の運転免許課を通じて警察庁情報処理センターに集約され、各都道府県警察は警察庁情報処理センターから提供される情報を基に運転免許に関する各種事務を行っている。

つまり、運転者管理に関する全ての情報については、住所地を管轄する都道府県警察で確認できることから、奈良県警察が他の都道府県警察に対し個別に違反事実の連絡をする必要はなく、審査請求人が主張するような運転免許証の交付事務における支障はない。

(4) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

違反切符の控えを集計することは可能であるが、それらを集計した文書は作成していない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成24年中に高田警察署所属警察官から交通違反告知を受けた者の住所について、奈良県内外の件数が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

諮問実施機関の説明によると、交通違反の告知を受けた者の住所については、実施機関が保有する交通切符の控えに記載されているとのことであり、これを集計すれば、違反者の住所が奈良県内であるもの及び奈良県外であるものに係るそれぞれの件数（以下「県内県外件数」という。）を把握することは可能であると考えられるが、本件開示請求の対象は、県内県外件数を調査又は集計した資料等であると解され、実施機関においては、当該資料等を作成していないとのことである。

これに対し、審査請求人は、違反者の住所を取得していないとすると各都道府県において運転免許証の適正な交付事務を行うことは不可能であると主張しているが、諮問実施機関の説明によると、運転免許に関する事務については、警察情報管理システムにより全国で一元的に管理運用されており、同センターから提供される情報を基に運転免許に関する各種事務を行っているとのことである。

このような状況において、実施機関が県内県外件数が分かる文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年 8月27日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成25年10月 3日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長